



# ごみ。特集

## 私たちにできること

「ごみ」とは、誰かがその物体をごみと考えるかに依存した相対的な定義。少し難しい表現をしましたが、「ごみ」と判断するのは私たち自身です。

私たちの暮らしの中で排出しているたくさんの「ごみ」が大きな社会問題となっています。

大切な未来の地球や子供たちのために私たちにできることがきっとあるはずです。

せたなに暮らす私たち一人ひとりが、地域に埋もれた貴重な資源を見出す意識を持つことがせたなの「資源創造力」となることを信じます。

### ■ごみ処理の現状

現在、ごみは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）をもとに処理されています。その中で、ごみは産業廃棄物と一般廃棄物に分かれます。産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のことをいい、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。一般廃棄物は家庭から出るものと事業所から出るものに分けることができます。

ここでは、一般廃棄物（以下「一般ごみ」）を中心に取り上げ、どのように処理されるのかを見ていくことにします。

### ■ごみの行方

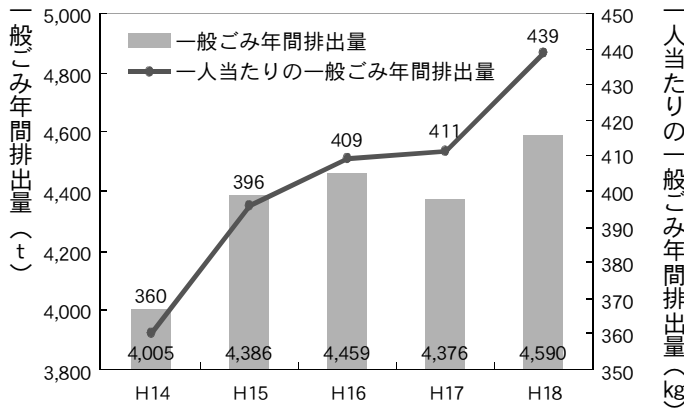
現在、北檜山区、瀬棚区、大成区及び今金町から排出されたごみは、北檜山区共和にある北部松山衛生センター組合で、資源ごみは、北檜山区豊岡にあるリサイクルセンター施設で処理・梱包され、国の指定する業者へ引き渡されます。

最終的な焼却残さ、不燃残さ、埋立ごみは、最終処分施設に埋立されますが、その埋立容量の95%を既に使い切っているのが

現状です。

### ■増える「ごみ」

せたな町の過去5年間の一般ごみ年間排出量と、一人当たりの一般ごみ年間排出量を左図に示します。合併前の平成14年から16年は、それぞれ旧町ごとの排出量を合計した数値を用いています。図のとおり、ごみ排出量は、年々増加傾向にあり、平成18年の一人当たりのごみ排出量は、平成14年に比べて22%も増えていることがわかります。



## ごみを減らす

食べ過ぎ、飲み過ぎが肥満の原因と同じように、  
買い過ぎ、料理の作り過ぎを見直しましょう。



○せたな町クリーンな環境づくりに関する条例（抜粋）

（趣旨）

この条例は、せたな町のクリーンな環境づくりについて、町民等、事業者、占有者等及び町が連携し、環境への負荷の軽減を進めるとともに、生活環境の美化に努め、もって町民の健康で快適な生活づくりを確保し、豊かな自然を後世に引き継ぐために必要な事項を定めるものとする。

（ごみ発生制限）

自らの生活や事業においてごみの発生を少なくするよう努めなければならない。

買い物の際は買い物袋を持参し、また事業者は商品の包装等を工夫し、買い物時のごみの発生を減少させるよう努めなければならない。

（ごみ焼却の禁止）

ごみの焼却は、悪臭やダイオキシン類などを発生し、町民等の健康障害や環境汚染等が起因されることから、これをしてはならない。

（平成18年4月1日施行）

# Reduce

（リデュース・減らす）